**【 改葬許可申請について 】**

墓地等に埋葬または納骨されている遺骨を、他の墓地等へ移す行為を「改葬」といいます。

改葬の手続きは「墓地、埋葬等に関する法律」で定められており、加美町内の墓地等から改葬するとき

は、加美町長から「改葬許可証」の交付を受け、移転先の墓地等の管理者に提出する必要があります。

**⦿改葬の手続きの流れ**

①「改葬許可申請書」に、必要事項を記入してください。

　　　　（複数の遺骨を改葬するときは、「別紙」に必要事項を記入のうえ、添付してください。）

②　遺骨が埋葬等されている墓地等の管理者に、「埋葬等の事実」の証明をいただいてください。

③　申請者と墓地使用者が異なるときは、墓地使用者の「承諾」が必要です。

④　「改葬許可申請書」に漏れなく記入し、申請者の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許

証等）をご持参のうえ、加美町町民課、小野田支所住民生活係、宮崎支所住民生活係に提出してください。

⑤　提出いただいた申請書の内容を確認し、「改葬許可証」を交付します。（手数料無料）

⑥　遺骨が埋葬等されている墓地等の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨の取り出しを行って

ください。

⑦　移転先の墓地等の管理者に「改葬許可証」を提出し、納骨を行ってください。

**⦿注意事項**

* 埋葬（土葬）されていた遺体を改葬する場合、移転先の墓地等が「焼骨以外を受け入れない」と

していることもありますので、事前に移転先の墓地管理者等にご確認ください。

* 埋葬（土葬）されていた遺体を改めて火葬しなければならない場合は、斎場使用予約が必要です

ので、事前に加美町町民課にご連絡ください。

「改葬許可証」交付の際に「斎場使用許可証」を交付します。手数料を添えて申請してください。

　　❖斎場使用料（改葬による場合１体につき）・・・管内5,000円／管外10,000円

**⦿お問い合わせ**

　❖加美町町民課　　　　　 　　　〒981-4292　宮城県加美郡加美町字西田三番５番地

Tel:０２２９－６３－３１１２

　❖小野田支所住民生活係　　　〒981-4392　宮城県加美郡加美町字長檀７５番地２

Tel:０２２９－６７－２１１１

　❖宮崎支所住民生活係　　 　〒981-4401　宮城県加美郡加美町宮崎字屋敷一番５２番地４

Tel:０２２９－６９－５１１１